

【検討内容】

- ① 現行制度と比較して、便益及び費用が総合的に見て向上するか
- ② 各論点において複数の選択肢がある場合、選択肢により、便益及び費用にどのような影響が生ずるか
 - ※ ①について、費用減少・便益増加の場合のほか、費用以上に便益が増加し、総合的に向上する可能性
 - ※ ②について、単に選択肢間での比較のみを重視することなく、制度全体の整合性等の検討も必要
 - ※ 便益及び費用の試算は、一定の仮定に基づくことに留意が必要

〔国家公務員制度改革基本法〕

第12条 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

現行制度と比較して、便益及び費用が総合的に向上するか

【便益の基本的視点】

- 1. 内閣人事管理機能の強化
 - 2. 高度化・多様化する行政ニーズの円滑な対応
 - 3. 職員のモラルの向上と人材の確保
 - 4. 国民に理解される労使関係の確立
 - 5. 行政改革への対応と総合的な人事政策の推進
- ⇒ いずれも便益が向上又は向上の可能性

【費用の基本的視点】

- 1. 交渉に係るコストの増大
 - 2. 交渉不調の場合の調整コスト
 - 3. 人件費増大のおそれ
 - 4. 交渉における参考指標としての調査コスト
 - 5. 引き続き労働基本権を制約される職員の給与決定コスト
- ⇒ 以下の事項の設定内容により変動
- ・ 交渉ルールの設定(交渉人数・交渉回数等)
 - ・ 調整不調の場合の調整主体
 - ・ 交渉における参考指標の調査のあり方
 - ・ 基本権を制約される職員の勤務条件決定に係る指標の調査や勤務条件決定に関与する第三者機関のあり方
- ※ 制度上・実質上現行の人事院勧告に依拠して勤務条件を決定している職員の勤務条件決定コストの増大の懸念も視野に入れつつ検討することが適当

各論点における選択肢により、便益及び費用にどのような影響が生ずるか

- 1. 交渉団体
- 2. 交渉事項の範囲
- 3. 参考指標の調査公表・意見表明
- 4. 調整システム(あっせん、調整、仲裁)
- 5. 適正な勤務条件であることのチェック措置
- 6. 協約を踏まえて非組合員等の勤務条件を決定する手続き
- 7. 協約締結権を付与されない職員の勤務条件決定
- 8. 労使協議制

現時点では、事項により、影響は不明、比較困難、又は、一般的論としての評価に止まる